

資源ごみの収集時間を変更します

図環境課 ☎73-6644

4月から、資源ごみの収集時間を、下記のとおり一部変更します。
 詳しくは3月中旬に配布する「令和2年度ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

●加津佐地区から有家地区の資源ごみ

地区	3月まで	4月から
加津佐地区	収集日の午前8時～正午 または 午前8時～午後6時	収集日の 午前8時～正午
口之津地区		
南有馬地区		
北有馬地区		
西有家地区		
有家地区	収集日の午前8時～正午	

※収集場所については、変更ありません（各地区の資源ゴミ収集場所）。
 ※上記の収集のほか、毎週水曜日（午前8時30分～午後4時30分）に南有馬衛生センターでも受け付けます。

●布津地区の資源ごみ（牛乳パック、ダンボール、新聞紙、雑誌、紙製容器包装、衣類）

地区	3月まで	4月から
布津地区	毎月第2日曜日 午前8時～午前11時	毎月第2・第4日曜日 午前8時～正午

※収集場所については、変更ありません（布津保健センター）。

発泡スチロールは燃えるごみで出しましょう

図環境課 ☎73-6644

魚箱などの発泡スチロールは、資源ごみとして収集できません。燃えるごみとして処分してください。
 プラマークがある緩衝材や白色トレイは、資源ごみ（プラスチック製容器包装）として回収します。
 プラマークがついていても、匂いや汚れがあるものはリサイクルできませんので、燃えるごみとして処分してください。



※イメージ（魚箱などの発泡スチロール）

燃えるごみへ



※イメージ（緩衝材や白色トレイ）

♻️がついているもの

資源ごみへ

自動車などの移転・抹消登録の届け出はお済みですか？

図税務課 ☎73-6642

■4月1日現在の所有者に税金がかかります

軽自動車やバイクなどを他人に譲ったり、スクラップ（解体処分）にしたりしても名義変更や廃車の届出などの手続きを済ませないと、そのまま（4月1日現在の所有者に対して）税金がかかります。

車両の移転・廃車などがあつた場合は、早めに手続きを行ってください。

対象車両	手続き場所
●125cc以下のバイク ●小型特殊自動車	南島原市役所税務課または各支所 ☎73-6642
●軽自動車	長崎県軽自動車協会（長崎市中里町） ☎050-3816-1755
●125ccを超えるバイク	九州運輸局 長崎運輸支局 ☎050-5540-2083

※年度末は混雑が予想されます。

■県外で廃車などの手続きをされた人へ

「長崎」ナンバーの車両を県外で廃車したり、住所や名義の変更などの登録変更をしたときは、これまで課税されていた市への通知「税止めの手続き」を（軽自動車検査協会などへ委託をしない場合は）本人がしなければなりません。

「税止めの手続き」をされない場合、軽自動車税の納税通知書が元の持ち主に届いてしまい、**思わぬトラブルの原因**となります。県外で異動の手続きをされた場合は、必ず市への通知「税止めの手続き」をお願いします。

こんにちは！消費生活センターです

図南島原市消費生活センター ☎82-3010

無料お試しエステをきっかけに高額契約！

～長時間勧誘や不安をおおる説明にご注意～

●相談事例

他県に住む20歳の娘が、電車で『無料！お試し脱毛エステ』の広告を見て店舗に行った。施術後、女性カウンセラーから「若いうちにやらないとキレイにならない、今しかない」と、15回コース20万円、脱毛器10万円を勧められた。高額すぎて払えないと断っても、分割払いなら払えると、勧誘は3時間ほど続いた。そのうち、契約しないといけない気になり、承諾してしまった。



イメージ

その後、2回施術を受け、脱毛器を使ったが、やはり高額で支払いが厳しく、契約を早まってしまったと後悔している。エステ店に解約したいと伝えたが、「できない」と断られた。解約したい。（相談者：50代女性 契約当事者：20代女性）

●消費生活センターからの助言

「無料」という言葉に惹かれてエステ体験をした後、不安をおおられ、勧誘が長時間になり、契約してしまったという相談が寄せられています。

契約期間が1カ月以上、関連商品代金も含む契約金額が5万円を超える脱毛エステや痩身（そうしん）エステは、契約書面を受け取った日を含む8日以内に書面で通知することにより、クーリング・オフ（無条件契約解除）ができます。またクーリング・オフができなくても、中途解約することができます。事実と異なる説明をして消費者を誤認させている場合や、勧誘が長時間に渡り断っても帰らせてくれなかった場合、契約を取り消せる可能性もあります。あきらめずに、早めに消費生活センターへご相談ください。

特に、進学や就職などで転出される人は、このような勧誘や甘い言葉にはご注意ください。何か困ったことがあったら、皆さんの居住地にも頼れる消費生活相談窓口があります。局番なし「188」番にご相談ください。